

第 19 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 57 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第1号中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。

第4条の7第1項第1号ア中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。

第4条の13第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（第4条の14第2項第1号に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合にあつては、令和9年3月31日）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。